



TOKIO MARINE
INSURANCE GROUP

TM Deluxe

中小企業向け総合グループ保険



貴社の大切な従業員と事業を守り、未来を支えます

TM Deluxe は、中小企業および成長企業向けに設計された包括的な団体保険プランです。コスト効率と必要な保障のバランスを実現し、従業員の安心と企業の持続的な成長を力強く支えます。

以下のメリットがあります TM Deluxe



手頃な保険料で安心の保障

年齢層ごとの保険料設定により、年間コストを安定的に管理できます。



ウェルネス給付

医療保障のなかで、保険年度あたり最大 S\$150 が追加費用なしで利用可能です。



ニーズに応じた柔軟な保障設計

お客様のニーズと予算に合わせた多様なプランとオプションからお選びいただけます。



世界中どこでも24時間対応の保障

24時間365日のグローバル保障 – 被保険者が自宅、職場、さらには海外旅行中であっても適用されます。



より充実した医療保障

基本的な医療保障の上限を超える場合、高額医療給付金¹が支払われます¹シンガポールの公立病院において、手術費用表の制限や最低入院期間の要件はありません。

*最低2名の従業員が必要

¹ プラン2~5にのみ適用。高額医療給付金は、シンガポールの全ての病院での入院に適用されます(入院期間が20日未満の場合、または手術割合が70%未満の手術を含む)。20%の自己負担が適用されます

保障内容一覧

基本プラン		
給付種類	保障内容	給付内容
団体定期生命保険 (GTL)	原因を問わない(すなわち疾病または事故による)死亡および高度障害	- 死亡、高度障害または末期疾患の際に一時金をお支払いします。 - 疾病によって退社した従業員に対して、退社12ヶ月まで保険金をお支払いします。 - 次の誕生日が71歳から75歳の被保険者は死亡給付のみを保障します。 - 従業員保険金額は、S\$50,000からS\$500,000の範囲にてS\$10,000単位で設定可能です。最大5つの職員区分に対応いたします。
団体医療保険 (GDM)	疾病または事故による入院費または手術費の保障	- 入院精神科治療は保険年度あたりS\$5,000まで保障いたします。 - 障害1件あたりの一時金限度額(病室料・食事代および集中治療室(ICU)費用を除く)まで保障いたします。 - 外来腎臓透析およびがん治療を保障いたします。 - シンガポールの公立病院には、手術ごとの料金があらかじめ決まった一覧表の適用はございません。 - 死亡時に一時金をお支払いします。 - 高度治療室(HDU)を含む病室料および食事代を保障いたします。 - 在宅入院ケア(MIC@Home)をご利用いただけます。 - 事故歯科治療を含む緊急事故給付をお支払いいたします。 - 高額医療給付金は、プラン2～5に適用され、20%の自己負担が適用されます。

基本プランの特約			
給付種類	付帯特約	保障内容	給付内容
重度疾病保障特約 (GCI)	GTL	37の重大疾病 [^] のいずれかの診断 [^]	- 記載された重大疾病のいずれかの診断時に一時金をお支払いします - GTL保険金額の50%を前払いします。 - 団体重度疾病保障特約は、保険金の支払いをもって消滅します。基本プランのGTLは、引き続き有効で、死亡時に差額が支払われます。
傷害保障特約 (GPA)	GTL/ GDM	事故による傷害のみに起因する死亡、高度障害および身体の一部喪失	- 事故死亡、保障一覧表に定められた後遺障害および身体の一部喪失に対して一時金をお支払いします。 - 従業員保険金額はS\$50,000からS\$500,000の範囲にて、S\$10,000単位で設定可能です。最大5つの職員区分に対応いたします。
一般医通院特約 (GOP)	GDM	一般医(GP)クリニックでの外来診療費の保障	- 診察は給付一覧表の限度額に従います。 - シンガポール国内のオンライン診療(配送費を含む)を受診いただけます。 - プラン1および3では、中国伝統医学(TCM)を保障いたします。 - プラン3および4では、自己負担金額を設定いただけます。
専門医通院特約 (GOS)*	GDM	専門医(SP)クリニックでの外来診療費の保障	- GPの紹介による専門医の診察は給付一覧表の限度額に従います。 - GPまたはSPの紹介による診断検査、X線・臨床検査および理学療法は給付一覧表の限度額に従います。 - GPの紹介による外来精神科治療を保障いたします。 7歳以下のお子様は、紹介状なしで小児科を受診いただけます。
歯科通院特約 (GOD)	GDM	歯科治療費の保障	歯科給付は給付一覧表の限度額に従います

*団体外来専門医給付(GOS)は、団体外来診療給付(GOP)と併せて付帯する場合に限り、団体デラックス医療保険(GDM)の特約として追加できます。単独での追加はできません。

重症疾患一覧表[^]

1. 重度のがん

2. 心臓発作、心臓まひ

3. 脳卒中

4. 冠動脈バイパス移植術

5. 腎臓不全

6. 再生不良性貧血

7. 末期肺、肺臓疾患

8. 末期肝臓疾患

9. 昏睡

10. 両耳全ろう(聴力障害)

11. 心臓弁膜手術

12. 失語症

13. 重度の火傷

14. 重度の臓器／骨髄移植

15. 多発性硬化症

16. 筋萎縮症

17. パーキンソン病

18. 大動脈手術

19. アルツハイマー病／重度認知症
20. 劇症肝炎

21. 運動神経疾患

22. 原発性肺高血圧症

23. HIV-ヒト免疫不全ウイルス(輸血、職業上後天的感染)

24. 良性脳腫瘍

25. ウイルス性脳炎

26. 細菌性髄膜炎

27. 血管形成術 & その他冠状動脈への侵襲心臓治療

28. 盲目(失明)

29. 重度の頭部外傷

30. まひ(手足の使用不能損失)

31. 末期疾患

32. ひまん性全身性硬化症

33. 失脳外套症候群

34. 全身性紅斑性狼瘡(ループス腎炎を伴う)

35. その他重度の冠状動脈不全疾患

36. 急性灰白髄炎

37. 非依存性生存の喪失

[^]シンガポール生命保険協会(LIA)は、37の重度重大疾病の標準定義(2024年版)を定めています。これらの重大疾病は2024年版に基づきます。標準定義(2024年版)については www.lia.org.sg をご参照ください。

団体医療保険(給付一覧表)

給付内容		プラン 1 (S\$)	プラン 2 (S\$)	プラン 3 (S\$)	プラン 4 (S\$)	プラン 5 (S\$)
1	入院時の部屋代および食事代	実費支払い 私立病院個室 まで保障 保 険年度あたり \$200,000まで (項目1~7)	600	400	250	100
a	高度治療室(HDW)		10,000	10,000	10,000	10,000
b	集中治療室(ICU)(障害1件あたり)[(a)および (b)に基づき給付金が支払われる合計期間は、 障害1件につき120日を超えないものとする]					
2	入院給付 病院雑費 手術費** 入院中の医師診察 診断書料* 手術用インプラント 救急車費用		25,000	20,000	15,000	10,000
3	外来給付		3,000	2,000	1,500	1,000
a	入院前診断 X 線 & 検査 & 専門医診察 (120日以内に入院に至るもの)					
b	退院後フォローアップ治療 (退院後最大120日)					
4	緊急事故外来治療 (事故による歯科治療、中国伝統医学(TCM)を保険 年度あたり\$300まで)					
5	事故による海外入院 (給付2および3のみ適用)		給付限度額の 150%	給付限度額の 150%	給付限度額の 150%	給付限度額の 150%
6	保護者付添い宿泊費 (12歳未満の子供につき、保険年度あたり最大60日)					
7	在宅看護(最大26週間)					
8	リハビリテーション給付(最大30日)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
9	流産給付 (子宮外妊娠を含む)	障害1件あ たり	障害1件あ たり	障害1件あ たり	障害1件あ たり	障害1件あ たり
10	死亡給付	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
11	ウェルネス給付(年間上限額) ・ インフルエンザ予防接種 ・ 健康診断	150	100	50	50	対象外
12	高額医療給付		75,000	50,000	30,000	15,000
a	主要医療給付(年間上限額) [保険年度あたり\$5,000の手術用インプラント を含む]		20%	20%	20%	20%
b	自己負担割合					
13	外来腎臓透析および外来がん治療 (年間上限額)	30,000	25,000	20,000	15,000	10,000
14	入院精神科治療 (年間上限額)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

* 東京海上生命保険シンガポールが要求した診断書のみが本給付の対象となります。

** 実際に支払われる手術費は、手術一覧表における手術の表分類によります。

団体外来診療給付 (給付一覧表)					
給付内容		プラン 1 (S\$)	プラン 2 (S\$)	プラン 3 (S\$)	プラン 4 (S\$)
1	診察および治療				
a	提携一般医 (GP) のクリニックでの診療	実費支払い	実費支払い	実費支払い	実費支払い
b	公立クリニックでのGP診療 (薬剤およびオンライン診療を含む)	実費支払い	実費支払い	実費支払い	実費支払い
2	以下により推奨された診断用X線検査および臨床検査				
a	提携一般医	実費支払い	実費支払い	実費支払い	実費支払い
b	公立クリニック一般医	実費支払い	実費支払い	実費支払い	実費支払い
3	非提携GPクリニックでの診察および治療 (1回の受診あたり上限)	30		30	
4	シンガポール国内のオンライン診療 (1回の受診あたり上限、保険年度あたり6回まで)	50	30	50	30
5	海外外来治療 (1回の受診あたり上限)	100	30	100	30
6	救急外来 (A&E) およびアーjentケアセンター (UCC)* での緊急外 来治療 (1回の受診あたり上限)	150	150	150	150
7	中国伝統医学(TCM)クリニックでの診察および治療 (1回の受診あたり上限、保険年度あたり6回まで)	30		30	
8	1回の受診あたり自己負担金 (項目1〜7)	なし	なし	5	5

*KK女性・小児病院での小児救急は補償対象です。ただし、KK Women's and Children's Hospitalの緊急産婦人科センターは対象外です。

団体外来専門医給付 (給付一覧表)					
給付内容		プラン 1 (S\$)	プラン 2 (S\$)	プラン 3 (S\$)	プラン 4 (S\$)
1	外来専門医給付 GPからの紹介状による専門医クリニックでの診察および治療 (シンガポール政府系／再編公立病院の専門医によるオンライン診療を含む)	年間限度額 S\$3,000まで実費 支払い (項目1～3)	年間限度額 S\$2,000まで実費 支払い (項目1～3)	年間限度額 S\$1,500まで実費 支払い (項目1～3)	年間限度額 S\$1,000まで実費 支払い (項目1～3)
2	診断用X線検査 & 臨床検査*				
3	MRIおよびCTスキャン*				
4	外来理学療法*／カイロプラクティック治療 (年間上限額)	1,000 (カイロプラク ティック治療は S\$500が上限)	800 (カイロプラク ティック治療は S\$400が上限)	500 (カイロプラク ティック治療は S\$250が上限)	300 (カイロプラク ティック治療は S\$150が上限)
5	外来精神科治療* (年間上限額)	300	300	300	300
6	小児科医の直接受診 (7歳未満の児童は紹介状免除)、保険年度あたり6回 まで	給付 1 と共通限 度額	給付 1 と共通限 度額	給付 1 と共通限 度額	給付 1 と共通限 度額

*登録医師の推薦によるもの。

団体外来歯科給付(給付一覧表)

給付内容		プラン 1 (S\$)	プラン 2 (S\$)	プラン 3 (S\$)
1	診察および口腔検査	保険年度あたりの 上限額を限度として 実費精算	保険年度あたりの 上限額を限度として 実費精算	保険年度あたりの 上限額を限度として 実費精算
2	X-線撮影 ・ 根尖フィルム ・ バイトウイング(各) ・ 咬合フィルム ・ パノラマX線撮影			
3	スケーリング&ポリッシング(フッ素治療を含む)			
4	アマルガム修復 ・ 1面 ・ 2面 ・ 3面 ・ リテンティブピン			
5	歯冠色修復 ・ 1面 ・ 2面 ・ 3面			
6	抜歯(局所麻酔を含む) ・ 前歯 ・ 臼歯			
7	口腔外科手術(局所麻酔を含む) ・ 切開および排膿 ・ 過形成組織・嚢胞の切除 ・ 外科的歯根除去(1歯あたり) ・ 外科的歯根除去(軟組織) ・ 親知らずの外科的抜歯			
8	歯周治療 ルートプレーニング ・ 1歯あたり ・ 四分顎ごとの上限に準ずる			
9	歯髄／根管治療 (仮充填／ドレッシングを含む) ・ 覆髄処置 ・ 根管治療 (I) 1根管 (II) 2根管			
10	その他の治療 ・ 滅菌およびディスポーザブル用品 ・ 鎮痛剤(経口のみ) ・ 抗生物質(経口のみ) ・ 局所麻酔の施行 ・ (抜歯および口腔外科手術を除く)			
11	義歯、クラウンまたはブリッジの作製または交換 (傷害の結果として必要な場合) (保険年度あたり最大S\$100)			
保険年度あたりの上限額		800	500	300

年間保険料率

次の誕生日の年齢	団体定期生命保険	団体重大疾病保険
	保険金額\$100,000あたりの年間保険料率 (\$)	
25歳以下	70.00	65.00
26 ~ 30 歳	70.00	90.00
31 ~ 35 歳	80.00	100.00
36 ~ 40 歳	100.00	170.00
41 ~ 45 歳	160.00	310.00
46 ~ 50 歳	240.00	510.00
51 ~ 55 歳	405.00	770.00
56 ~ 60 歳	730.00	1,040.00
61 ~ 65 歳	1,340.00	1,655.00
66 ~ 70 歳	2,850.00	2,725.00
71 ~ 75 歳*	5,630.00	3,985.00

団体傷害保険 (保険金額\$100,000あたりの年間保険料率 (\$))				
職業等級	従業員のみの		被扶養者のみの	
	次の誕生日の年齢 70歳以下	71~75歳*	次の誕生日の年齢 70歳以下	71~75歳*
等級 1	35.00	65.00	40.00	70.00
等級 2	55.00	100.00	65.00	115.00
等級3	80.00	145.00	90.00	165.00

団体デラックス医療保険					
次の誕生日の年齢	被保険者1名あたりの年間保険料率 (\$)				
	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 5
25歳以下	652.00	506.00	328.00	234.00	182.00
26 ~ 30 歳	652.00	524.00	340.00	242.00	188.00
31 ~ 35 歳	704.00	550.00	357.00	254.00	198.00
36 ~ 40 歳	704.00	583.00	378.00	269.00	209.00
41 ~ 45 歳	757.00	612.00	397.00	282.00	220.00
46 ~ 50 歳	1,091.00	800.00	519.00	369.00	287.00
51 ~ 55 歳	1,320.00	994.00	644.00	458.00	355.00
56 ~ 60 歳	1,618.00	1,272.00	824.00	586.00	455.00
61 ~ 65 歳	2,286.00	1,843.00	1,194.00	849.00	658.00
66 ~ 70 歳	3,353.00	2,727.00	1,766.00	1,255.00	973.00
71 ~ 75 歳*	4,801.00	3,905.00	2,529.00	1,797.00	1,393.00

団体外来診療給付				
次の誕生日の年齢	被保険者1名あたりの年間保険料率 (\$)			
	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
70歳以下	302.00	247.00	271.00	219.00
71 ~ 75 歳	432.00	353.00	388.00	313.00

団体外来専門医給付				
次の誕生日の年齢	被保険者1名あたりの年間保険料率 (\$)			
	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
70歳以下	445.00	413.00	300.00	217.00
71 ~ 75 歳	638.00	591.00	430.00	311.00

団体外来歯科給付			
次の誕生日の年齢	被保険者1名あたりの年間保険料率 (\$)		
	プラン 1	プラン 2	プラン 3
70歳以下	436.00	376.00	225.00
71 ~ 75 歳	471.00	406.00	243.00

注記:

1. 団体定期生命保険の保険料率はGST非課税であり、その他すべての保険料率には現行の物品・サービス税 (GST) が適用されます。

2. 上記の年間保険料率にはGSTが含まれていないことにご注意ください。

3. ワークパーミットまたはSパスを保有する外国人従業員の支援または医療見積りについては、東京海上生命保険シンガポールまでお問い合わせください。

*更新のみ

1. 保険期間

補償期間は12ヶ月で、毎年更新可能です。

2. 加入資格

- すべての常勤かつ現在就業中の従業員、取締役、パートナーおよび事業主は、東京海上生命保険シンガポールの承認を条件として加入資格があります。
- 本パッケージは最低2名の従業員を有する事業主にご利用いただけます。
- すべての給付は次の誕生日に16歳から70歳の従業員に適用され、次の誕生日に75歳まで更新可能です。
- 被扶養者の補償は以下の方が対象です：
 - i. 次の誕生日に70歳までの指名された法定配偶者1名、次の誕生日に75歳まで更新可能。
 - ii. 未婚かつ無職の子女 - 生後15日から次の誕生日で26歳となるまで。

3. 参加ガイドラインおよび事務管理

- 事業主は基本補償として団体定期生命保険および／または団体デラックス医療保険を選択できます。
- 追加特約として、団体傷害保険、団体重大疾病保険、団体外来診療給付および／または団体外来歯科給付を付帯できます。団体外来専門医給付は、団体外来診療給付と併せてのみご利用いただけます。
- 従業員の被扶養者は、団体デラックス医療保険、団体外来診療給付、団体外来専門医給付および団体外来歯科給付の補償対象となります。被扶養者が団体定期生命保険、団体重大疾病保険および／または団体傷害保険の補償を受けるには、最低5名の加入が必要であり、被扶養者の補償は従業員の保険金額の50%までとなります。
- 被扶養者の補償を選択した場合、同一区分のすべての適格従業員に適用されます。
- 被扶養者は従業員と同一のプランで加入する必要があります。
- 保険の管理は「記名式」で行われます。保険契約の変更は年次ベースで管理されます。

4. 職業リスク等級

- すべての給付は職業リスク等級1〜3のみに適用され、その定義は以下の通りです：
 - i. 職業等級1は、事務職、管理職またはその他の同様の非危険職業を指します。
 - ii. 職業等級2は、ある程度のリスクを伴う職業を指します（例：作業員の監督、工業環境における完全な事務職）。
 - iii. 職業等級3は、定常的な軽度から中度の肉体労働を行うが、疾病または事故のリスクを増大させる重大な危険のない職業を指します。

5. 年間保険料

- 保険料率は、該当する場合、個人の次の誕生日の年齢に基づきます。
- 支払方法は年払いです。
- 団体定期生命保険を除くすべてのプランに現行のGSTが適用されます。

6. 免責事項*

- **団体定期生命保険について**
 - a) 被保険者が東京海上生命保険シンガポールにより完全に引受査定を受けている場合を除き、補償開始後最初の12ヶ月間はすべての既往症が免責となります。
 - b) 最初の12ヶ月間は自殺が免責となります。
- **団体デラックス医療保険について**

補償開始後最初の12ヶ月間はすべての既往症が免責となります。ただし、外来腎臓透析およびがん治療については、既往症は永久に免責となります。
- **団体重大疾病保険について**
 - a) 被保険者が東京海上生命保険シンガポールにより完全に引受査定を受けている場合を除き、補償開始後最初の12ヶ月間はすべての既往症が免責となります。
 - b) 最初の12ヶ月間は自殺が免責となります。
 - c) 被保険者が16歳に達する前に発症または診断された先天性の欠陥または疾病に直接的または間接的に起因して重大疾病が診断された場合、給付金は支払われません。
- **団体傷害保険について**

精神状態の如何を問わず、自殺、自殺未遂または故意の自傷行為は免責となります。

*免責事項の完全なリストおよび詳細については、該当する保険契約書をご参照ください。

7. クーリングオフ

- 保険契約書の受領後14日以内に東京海上生命保険シンガポールへ書面で解約を申請することにより、保険契約を解約することができます。お支払いいただいた保険料(利息なし)から、発行にかかった費用および保険契約に基づき支払われた保険金を差し引いた金額を返金いたします。クーリングオフ期間は更新には適用されません。

8. 申込書類

- 申込書
- 団体保険の権限ある署名者および申告書(MAS 314)ならびにGST申告書、および必要な添付書類
- 署名済みTM Deluxe見積テンプレート
- 以下の場合、健康告知書が必要です:
 - i. 保険金額が以下を超える場合:
 - a) 団体定期生命保険の従業員向けS\$200,000
 - b) 団体定期生命保険の被扶養者向けS\$100,000
 - c) 団体重大疾病保険の従業員向けS\$100,000
 - d) 団体重大疾病保険の被扶養者向けS\$50,000
 - ii. 次の誕生日に65歳を超える被保険従業員／被扶養者

注記:

- 保険料率は保証されておらず、保険更新時に変更される場合があります。保険の更新は保証されていません。
- 本商品は移管可能医療保険制度(TMIS)の対象となりません。

重要事項

本資料は保険商品の購入に関する申込みまたは推奨を意図するものではありません。本プランは東京海上生命保険シンガポール社(Tokio Marine Life Insurance Singapore Pte. Ltd.)が引受けを行い、当社の認定代理店を通じてのみご利用いただけます。本保険の正確な条件、条項および免責事項については保険契約書をご参照ください。

保険契約は、当社の同意を条件として毎年更新可能です。本保険契約の支払保険料は保証されておらず、当社の完全な裁量により保険更新日に変更される場合があります。生命保険契約の加入は長期的なコミットメントとなりえます。保険契約の早期解約は通常高額な費用を伴い、支払われる解約返戻金は支払保険料の合計を下回る場合があります。お客様に適さない医療保険を購入した場合、医療費のファイナンスに不十分となる可能性があります。本商品の購入をお約束される前に、ファイナンシャルアドバイザーの助言を求めることをお勧めします。ファイナンシャルアドバイザーの助言を求めない場合、当該商品がお客様に適しているかどうかをご確認ください。

本保険契約は、シンガポール預金保険公社(SDIC)が管理する保険契約者保護制度により保護されています。お客様の保険契約の補償は自動的に適用され、お客様による追加の手続きは不要です。制度の対象となる給付の種類および補償の限度額の詳細については、当社までお問い合わせいただくか、LIAまたはSDICのウェブサイト(www.lia.org.sg または www.sdic.org.sg)をご覧ください。

本広告はシンガポール金融管理局による審査を受けていません。本資料に記載された情報は参考のみを目的としており、2026年8月1日時点で正確なものです。

会社概要

東京海上生命保険シンガポール社 (Tokio Marine Life Insurance Singapore Pte. Ltd.) は、140年以上前に日本初の保険会社として設立された東京海上ホールディングス株式会社 (Tokio Marine Holdings, Inc.) の一員です。今日、東京海上は世界最大級の保険グループのひとつであり、46の国と地域にわたる強固なネットワークを有し、40,000人を超える優秀な従業員が業務を遂行しています。

高い業績と人を中心とした企業文化を推進する戦略の整合性により、シンガポールにおける主要な生命保険会社としての地位を確立しました。私たちの価値観とビジョンは、すべての活動を定義し導いています。顧客中心主義、誠実さ、卓越性への堅固なコミットメントが、あらゆるファイナンシャルプランニングのニーズに対応する最適なパートナーとなることの約束を支えています。



TM Deluxe

詳しくはこちら

東京海上の担当者にご相談いただくか、
www.tokiomarine.com をご覧ください

Tokio Marine Life Insurance Singapore Pte. Ltd.
(登録番号: 194800055D)
20 McCallum Street #07-01
Tokio Marine Centre S(069046)
T: (65) 6592 6100 F: (65) 6223 9120